

○ 労働金庫法第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号の規定に基づく労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第四号）
 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
第一条 労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。 「一〇二の二 略」 二の三 告示第一条第八号の二に掲げる者の電子決済手段関連業務（資金決済に関する法律第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務（同条第十項に規定する電子決済手段の管理に係る業務を除く。）をいう。次条第二号の三において同じ。）の媒介 「三〇五 略」 第二条 法第五十八条の二第一項第十一号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。 「一〇二の二 略」 二の三 告示第二条第八号の二に掲げる者の電子決済手段関連業務の媒介 「三〇五 略」	第一条 「同上」 「一〇二の二 同上」 「号を加える。」 「三〇五 同上」 第二条 「同上」 「一〇二の二 同上」 「号を加える。」 「三〇五 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。